

令和7年度の広島県最低賃金の審議がスタートしました。

令和7年7月15日(火)に開催された、第561回広島地方最低賃金審議会において、
小沼宏治^{おぬまこうじ}広島労働局長から岡田行正^{おかだゆきまさ}広島地方最低賃金審議会会長に諮問文が手交
され、本年度の広島県最低賃金の改正審議がスタートしました。

広島県最低賃金は、現行の時間額が1,020円となっており、今後、中央最低賃金審議会から答申される地域別最低賃金額改定を目安を参考にしつつ、広島県における「生計費」、「賃金」及び「通常の事業の賃金支払能力」を考慮しながら、8月にかけて審議され、出された答申に基づき改定額を決定する予定です。

なお、本年度の広島県最低賃金改定額の発効は10月1日を目標としています。

また、広島県特定(産業別)最低賃金に関する審議については、9月から10月にかけて行われる予定です。

小沼局長から諮問文を受け取る岡田会長

